

第27条第7項を削り、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与の申請は、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において行わなければならない。

第27条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に定める申請のうち申請用写真を必要とする申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を添付するものとする。ただし、国外免許証の申請用写真は、府令第37条の9第2項の規定のとおりとする。

第28条第1項第2号の2の次に次の1号を加える。

(2)の3 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の変更申請 月曜日、水曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

第28条第2項中「前条第5項」を「前条第7項」に改め、同条第3項中「前条第6項」の次に「及び第8項」を加え、同条に次の2項を加える。

4 前条第6項の申請を同条第1項第6号及び同条第2項に基づく免許証の更新申請と同時に行う場合は、第1項第3号の表の左欄に掲げる申請場所の区分及び中欄に掲げる運転者区分に応じて、同表の右欄に定める日及び時間においても受理するものとする。また、前条第6項の申請を同条第1項第3号の免許証の再交付申請と同時に行う場合は、第1項第5号に規定する日及び時間においても受理するものとする。

5 前条第8項の申請を同条第1項第6号及び同条第2項に基づく免許証の更新申請と同時に行う場合は、第1項第3号の表の左欄に掲げる申請場所の区分及び中欄に掲げる運転者区分に応じて、同表の右欄に定める日及び時間においても受理するものとする。

第29条中「技能検査申請書」の次に「(府令第18条の2の3第2項)」を加え、「第18条の2の2第3項」を「第18条の2の3第3項」に改める。

第44条第4項中「法第90条第8項」の次に「、法第102条第4項」を加え、同条第13項中「様式第26号の20」を「様式第26号の17」に改める。

第44条の4の見出し中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改め、同条第1項中「運転適性相談（以下「適性相談」という。）」を「安全運転相談」に改め、同条第2項中「適性相談」を「安全運転相談」に改め、同条第3項中「適性相談申出書（様式第26号の19）」を「安全運転相談申出書（様式第26号の21）」に改め、同条を第44条の5とする。

第44条の3第1項中「様式第26号の18」を「様式第26号の20」に改め、同条第3項中「第27条第7項」を「第27条第4項前段」に改め、同条を第44条の4とする。

第44条の2中「様式第26号の17」を「様式第26号の19」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第104条の4第1項の規定により、他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令第39条の2の2で定める種類のものに限る。）を受けたい旨を申し出る者は、運転免許取消申請書に受けたい免許の種類を記載しなければならない。

3 前項の申し出が、第27条第1項第6号に規定する免許証の更新の申請と同時とならない場合は、申請用写真を添付し、県手数料条例第3条に規定する免許証交付手数料の額の県証紙を運転免許取消申請書に貼付し、公安委員会に提出しなければならない。ただし、運転免許センター及び高岡運転免許更新センターに提出する場合は、申請用写真の添付は要しない。

第44条の2を第44条の3とする。

第44条の次に次の1条を加える。

（免許の条件の付与等の申請）

第44条の2 法第91条の2第1項に規定する運転免許の条件の付与又は変更を申請しようとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、運転免許条件申請書（様式第26号の18）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により、運転免許の条件の変更を申請する者は、運転免許条件申請書に県手数料条例第3条に規定する審査手数料を貼付した限定解除審査手数料貼付書を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

第45条第2項中「前項に係る届出」を「前項又は第44条第6項に係る届出」に改める。

第46条第1項中「第3号から第8号まで及び第11号から第13号までに規定する講

習及び認知機能検査」を「第3号から第9号まで、第11号から第13号まで又は第15号に規定する講習」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査及び運転技能検査のうち必要と認めるものは、府令第31条の4の2に規定する者に委託して行わせるものとする。

第48条第1項中「（以下「取消処分者講習」という。）は、これを受けようとする者からの申出により、当該取消処分者講習の実施日時及び場所を通知して行う」を「は、当該講習を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、取消処分者講習受講申込書（様式第29号の3）に第27条第4項前段に規定する申請用写真及び県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して（指定講習機関の場合は、講習手数料を添えて）、受講の申出をしなければならない。

第48条第3項中「取消処分者講習を行ったときは、当該取消処分者講習を終了した者に」を「第1項の講習を終了した者に対し、」に改める。

第49条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、停止処分者講習受講申込書（様式第30号）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙及び第27条第4項前段に規定する申請用写真を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第50条第1項中「当該講習」を「大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「大型車・中型車・準中型車・普通車講習受講申込書（様式第33号の2）」に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第51条第1項中「当該講習」を「大型二輪免許又は普通二輪免許」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「大型二輪車・普通二輪車講習受講申込書（様式第33号の3）」に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙

を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第52条第1項中「当該講習」を「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「応急救護処置講習受講申込書（様式第33号の4）」に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第53条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、原付講習受講申込書（様式第34号）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第53条の2の見出しを「（大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習）」に改め、同条第1項中「当該講習」を「大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「旅客車講習受講申込書（様式第34号の2）」に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第54条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の講習を受けようとする者は、「指定自動車教習所職員講習受講申込書（様式第35号）」に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第55条第2項を次のように改める。

- 2 法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習を受けようとする者は、初心運転者講習受講申込書（様式第36号の2）に県手数料条例第3条に規定する通知手数料の額の県証紙を貼付するとともに、同条に規定する講習手数料を添えて、受講の申出をしなければならない。

第55条第3項を削り、同条第4項中「初心運転者講習を行ったときは、当該初心運転者講習を終了した者に」を「前項の講習を終了した者に対し、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「初心運転者講習」を「前項の講習」に改め、同

項を同条第4項とする。

第56条第2項を次のように改める。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、運転免許証更新申請書（様式第25号）又は適性検査結果・更新時講習受講結果通知書（様式第25号の4）のほか、運転免許証更新・更新時講習受講手数料納付書（様式第25号の2）又は経由更新・更新時講習受講手数料納付書（様式第25号の5）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

第56条の2から第56条の8までを次のように改める。

（高齢者講習等）

第56条の2 法第101条の4第5項第1号に規定する書面には、公安委員会が行う第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）、令第37条の6の2第1号に規定する運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「運転免許講習規則」という。）第1条で定める基準に適合する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）又は法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育の課程（同項第3号イに掲げる基準に適合するものに限る。以下これらを「高齢者講習等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該講習を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

- 2 高齢者講習を受けようとする者は高齢者講習受講申込書（様式第38号の2）に、特定任意高齢者講習を受けようとする者は特定任意高齢者講習受講申込書（様式第38号の3）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等教育の課程を受けようとする者は、課程実施機関に受講の申出をするものとする。

（認知機能検査等）

第56条の3 法第101条の4第5項第2号に規定する書面には、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は法第108条の32の3第1項

第3号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下これらを「認知機能検査等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該検査に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該検査を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

なお、法第101条の4第2項又は府令第29条の2の3の規定に該当する場合は、認知機能検査等を受ける必要がない旨を記載すること。

- 2 認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申込書（様式第38号の4）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受検の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等検査を受けようとする者は、検査実施機関に受検の申出をするものとする。

（運転技能検査等）

第56条の4 法第101条の4第5項第3号に規定する書面には、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（以下「運転技能検査」という。）又は法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下これらを「運転技能検査等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該検査等に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該検査等を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

- 2 運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査申込書（様式第38号の5）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受検の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等検査を受けようとする者は、検査実施機関に受検の申出をするものとする。

（違反者講習）

第56条の5 法第108条の3の2の規定による通知は、違反者講習通知書（府令別記様式第22の11の2）により行う。

- 2 法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習を受けようとする者は、違反者講習受講申込書（様式第38号の6）に県手数料条例第3条に規定する講習手

数料及び通知手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

(特定失効者及び特定取消処分者に対する講習等)

第56条の6 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者及び法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者に対する講習等は、次の各号により、当該講習等を受けようとする者に講習等の実施の日時及び場所を指定して行う。

(1) 免許申請書を提出した日において70歳以上の者

区 分	講 習 等
法第97条の2第1項第3号イ	高齢者講習等、認知機能検査等、運転技能検査等
法第97条の2第1項第3号ロ	高齢者講習等、認知機能検査等
法第97条の2第1項第3号ハ	高齢者講習等、運転技能検査等
法第97条の2第1項第3号ニ	高齢者講習等

(2) (1)以外の者

第56条の更新時講習と同一の講習

2 第56条の2第2項、第56条の3第2項及び第56条の4第2項の規定は、前項第1号の講習等を受けようとする者について準用する。また、前項第2号の講習を受けようとする者は、更新時講習受講申込書（特別受験申請者）（様式第38号の7）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

(認知機能検査員講習)

第56条の7 運転免許講習規則第4条第2項第1号ロに規定する検査を行う者に対する講習は、実施の日時及び場所を指定して行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申込書（様式第38号の8）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。

(自転車運転者講習)

第56条の8 法第108条の3の4に規定する講習は、公安委員会から府令別記様式第22の11の3の受講命令書の交付を受けた者に対して、講習日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 受講命令を受け、前項の受講命令書の交付を受けた者は、公安委員会に対し、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第41号）を提出するものとする。
- 3 第1項の講習を受けようとする者は、自転車運転者講習受講申込書（様式第41号の2）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙及び第27条第4項に規定する申請用写真を貼付して、受講の申出をしなければならない。
- 4 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（様式第41号の3）を交付するものとする。
- 5 自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者は、これを亡失、滅失又は棄損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第41号の4）により、公安委員会に再交付を申請することができる。

この場合において、講習終了後に住居地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住居地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に再交付を申請するものとする。

第56条の8の次に次の1条を加える。

（若年運転者講習）

第56条の9 法第108条の3の3の規定による通知は、若年運転者講習通知書（府令別記様式第22の11の2の2）により行う。

- 2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申込書（様式第41号の5）に県手数料条例第3条に規定する通知手数料及び講習手数料の額の県証紙を貼付して（指定講習機関の場合は、講習手数料を添えて）、受講の申出をしなければならない。
- 3 公安委員会又は指定講習機関は、前項の講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（様式第41号の6）を交付するものとする。
- 4 指定講習機関は、若年運転者講習を行ったときは、速やかに若年運転者講習結果報告書（様式第41号の7）を公安委員会に提出しなければならない。

第59条を第61条とし、第58条の次に次の2条を加える。

（運転免許取得者等教育の認定申請）

第59条 法第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第42号）を公安委員

会に提出し、申請するものとする。

(運転免許取得者等検査の認定申請)

第60条 法第 108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書(様式第43号)を公安委員会に提出し、申請するものとする。

様式第24号及び様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号（第40条、第44条の4関係）

運転免許証等記載事項変更届（県内）

富山県公安委員会 殿

太線枠内を記入してください

年 月 日

警察署等受理

届出者氏名
電話(固定・携帯)

運転免許センター受理

運転免許証 経歴証明書 変更事項 ※ 変更事項のみ 記入してください。	本籍・国籍	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	そ の 他	

※ 「その他」欄は、上記の住所等の記載事項以外に変更がある方や旧姓記載等を希望する方が記入してください。

免許証複写欄		
--------	--	--

係員記載欄	※ IC 免許	本籍・氏名・住所変更によるIC追記処理 済 ○印をつける
-------	---------	------------------------------

登 録 票	氏名・生年月日	年 月 日							
	本籍・国籍								
	住 所								
	交 付	年 月 日							
	条件等	年 月 日	日まで有効						
免許証番号									
	第一種 二・小・原 免許 その他	年 月 日	<table border="1"> <tr><td>有無</td><td></td></tr> <tr> <td>免許の種類</td> <td>大 中 準 普 大 大 小 原 けん 大 中 普 大 けん</td> </tr> <tr> <td></td> <td>型 型 型 通 特 自 自 二 付 引 型 二 通 二 特 引 二</td> </tr> </table>	有無		免許の種類	大 中 準 普 大 大 小 原 けん 大 中 普 大 けん		型 型 型 通 特 自 自 二 付 引 型 二 通 二 特 引 二
有無									
免許の種類	大 中 準 普 大 大 小 原 けん 大 中 普 大 けん								
	型 型 型 通 特 自 自 二 付 引 型 二 通 二 特 引 二								
	第二種免許	年 月 日							
		年 月 日							

- ※ IC免許証の生年月日変更は、免許証の再作成が必要です。
- ※ 本籍・氏名又は生年月日を変更される方は、本籍地記載の住民票を添付してください。
- ※ 住所のみを変更される方は、現住所を証明できるものを提示してください。
- ※ 運転経歴証明書は、IC化されていません。
- ※ 運転経歴証明書の本籍変更は、できません。

様式第24号の2 (第40条、第44条の4関係)

運転免許証等記載事項変更届 (県外転入)

富山県公安委員会 殿

太線枠内を記入してください

年 月 日

警察署等受理

届出者氏名
電話(固定・携帯)

運転免許センター受理

運転免許証 経歴証明書 変更事項 ※ 変更事項のみ 記入してください。	本籍・国籍	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	その他	

※ 「その他」欄は、上記の住所等の記載事項以外に変更がある方や旧姓記載等を希望する方が記入してください。

免許証複写欄	
--------	--

係員 記載欄	※ IC 免許 確認	県外転入のため 必ず本籍を記入 都道府県	()添付住民票の とおりである。
		本籍・氏名・住所変更によるIC追記処理	済 ○印をつける

登録票	氏名・生年月日	年 月 日																																					
	本籍・国籍																																						
	住所																																						
	交付	年 月 日																																					
	条件等	年 月 日まで有効																																					
	免許証番号																																						
	<table border="1"> <tr> <td>第一種</td> <td>二・小・原</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="4">有無</td> </tr> <tr> <td>免許</td> <td>その他</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>第二種免許</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第一種	二・小・原	年 月 日	有無	免許	その他	年 月 日	第二種免許		年 月 日				<table border="1"> <tr> <td>大型</td> <td>中型</td> <td>準中型</td> <td>普通</td> <td>大自</td> <td>小自</td> <td>けん引</td> <td>大型</td> <td>中</td> <td>普通</td> <td>大特</td> <td>けん引</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>型</td> <td>型</td> <td>型</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>引</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </table>	大型	中型	準中型	普通	大自	小自	けん引	大型	中	普通	大特	けん引	種別	型	型	型	二	二	引	二	二	二	二	二
第一種	二・小・原	年 月 日	有無																																				
免許	その他	年 月 日																																					
第二種免許		年 月 日																																					
大型	中型	準中型	普通	大自	小自	けん引	大型	中	普通	大特	けん引																												
種別	型	型	型	二	二	引	二	二	二	二	二																												

- ※ IC免許証の生年月日変更は、免許証の再作成が必要です。
- ※ 本籍・氏名又は生年月日を変更される方は、本籍地記載の住民票を添付してください。
- ※ 住所のみを変更される方は、現住所を証明できるものを提示してください。
- ※ 運転経歴証明書は、IC化されていません。
- ※ 運転経歴証明書の本籍変更はできません。

様式第26号の9を次のように改める。

様式第26号の9（第44条関係）

診断書提出命令書

富免第 号
年 月 日

住所

様

富山県公安委員会 印

第90条第8項
 道路交通法第102条第4項の規定により、下記の通り、道路交通法施行規則
 第103条第6項

第18条の4第2項

第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

第29条の5第2項

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の
 の処分を受けることとなります。

拒否
保留
取消し
効力の停止

診断書の提出 を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備 考	

※ 診断書について道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する要件とは主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されていることです。

様式第26号の17から様式第26号の20までを次のように改める。

様式第26号の17（第44条関係）

診断書提出命令書

第 年 月 日 号

住所

殿

富山県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、富山県警察本部運転免許センター高齢運転者支援係までお問い合わせください。

富山県警察本部運転免許センター高齢運転者支援係
住所 富山市高島6番地1
電話 076-441-2211

様式第26号の18（第44条の2関係）

運転免許条件申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
付与を受けようとする条件	
変更を受けようとする条件	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

限定解除審査の結果	
免許証の写し	

登録票

氏名・生年月日
本籍・国籍
住 所
交 付

年 月 日

年 月 日

条件等

免許証番号

免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日
	第二種免許	その他	年 月 日

年 月 日
年 月 日
年 月 日

有無																		
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	大	けん	大	中	大	けん
	型	型	型	通	自	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二	二	二	二

様式第26号の19（第44条の3関係）

富山県公安委員会 殿 運 転 免 許 取 消 申 請 書

年 月 日					太線枠内を記入してください。				
申請者 氏 名					生年月日		年 月 日		
					電 話 固定・携帯		()		
取消を申請する免許の種類	免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		
受けたい他の免許の種類	免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		免 許 (第 種)		

免許証複写欄									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○申請を つけて くださ い理由 に	1	運転の必要がないため	
	2	身体機能の低下を自覚したため	
	3	家族などの勧めにより	
	4	更新時の適性検査不合格を契機として	
	5	その他 ()	

交付手数料 富山県収入証紙	(更新申請書時以外で一部申請取消かつ下位の申出免許がある場合)
------------------	---------------------------------

担 当 者 記 入 欄

免 許 の 種 類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	取り消す免種に× 有効免種に○印
申請受理所属 受付印押印欄										申請者へ運転免許証返還の 有 無 (全部取消及び更新時)					有 ・ 無	
										受理所属担当者						
										警電番号						

様式第26号の20 (第44条の4 関係)

運転経歴証明書交付(再交付)申請書
富山県公安委員会 殿

受理所属
署

太線枠内を記入してください。再交付申請の方は、裏面も記入してください。

年 月 日		氏名		生年月日	大・昭・平 年 月 日	写真貼付	提示書類
住所							住民票 マイナンバー カード 健康保険証 その他
電話番号							
免許証等複写欄							
交付手数料 又は 再交付手数料	富山県収入証紙を貼ってください。						
※氏名	※免許証複写のない場合のみ記入						
※免許証番号							登録番号
申請取消番号				申請取消・失効年月日			年 月 日
(旧制度) 経歴証明書	交付年月日・番号			年 月 日			—

この申請書は、コンピュータ処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

登録票	氏名・生年月日	年 月 日												
	本籍・国籍													
	住所	年 月 日												
	交付													
番号														
免許年月日	第一種	二・小原	年 月 日											
	免許	その他	年 月 日											
	第二種免許		年 月 日											
有無	大	中	普	大	普	小	原	けん	けん	大	中	普	大	けん
免許の種類	型	型	型	通	特	二	一	特	引	二	一	二	一	二

申請受理所属
受付印押印欄

- 申請用写真(たて3cm よこ2.4cm)を貼付してください。申請日以前6か月以内撮影のものに限ります。
- 申請時には、住民票等確認資料を提示してください。(申請による取消と同時申請の場合は除きます。)
- 記載事項に変更が生じた場合は、所定の手続きを行ってください。
- 亡失等の理由により再交付申請の場合は、裏面も記入し所定の手続きを行ってください。

(裏)

再 交 付 理 由	1 亡失・紛失	確 認 資 料	1 住民票
	2 盗難		2 マイナンバーカード
	3 滅失		3 健康保険証
	4 汚損・破損		4 現有経歴証明書
	5 旧経歴証明書 所持のため		
	6 記載事項変更有		
	7 その他		

再交付申請の方は、太線枠内の該当事項を記入してください

再交付申請時に記載事項変更がある方は、変更前の内容を記入してください

旧氏名	旧生年月日	大・昭・平	年	月	日
経歴証明書に記載されている 旧 住 所					

て ん 末 書

亡 失 等 の 状 況	<p>なくした運転経歴証明書は、富山県・ 公安委員会から交付を受けました。</p> <p>なくした状況は、次のとおりです。</p> <p>○ 最後に確認したのは、 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分ころ</p> <p>○ なくしたことに気付いたのは、 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分ころ</p> <p>○ なくした場所は、 ・ 自宅 ・ 仕事先 ・ 買物先 ・ その他</p> <p>○ なお、警察署への届出は、 ・ していません。 ・ 警察署に 月 日に届出しました。</p> <p>※ 破損・汚損した状況は、次のとおりです。</p>
	<p>私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証明書を発見した時は、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p>氏名</p>

様式第26号の20の次に次の様式を加える。

様式第26号の21（第44条の5関係）

安全運転相談申出書		
年 月 日		
富山県公安委員会 殿		
氏名		
申 出 者 記 入 欄	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	電話番号	
	該当するものに○を付けて下さい。	
相談目的	受験(失効を含む)・更新・入校(自校)・その他()	
相談理由	1	過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
	2	過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
	3	過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
	4	過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
	5	病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている
本人確認資料		
免許証の写し		
おもて うら		
備考欄		

様式第38号の2から様式第38号の8までを次のように改める。

様式第38号の2（第56条の2 関係）

<p>高齢者講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第 101 条の 4 第 1 項又は同条第 4 項に規定する高齢者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>			
(免許証 表)		(免許証 裏)	
		(ただし、裏面記載のある場合に限る。)	
受講者区分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習 <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習		
講習種別	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 大 特、二 輪、原 付、小 特		
※実車指導	有 ・ 無		
※受講場所			
講習手数料 (富山県収入証紙)	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙
	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙

- 備考 1 受講者区分及び講習種別欄の□印に✓を付けてください。
- 2 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
- 3 「講習手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
- 4 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の3 (第56条の3 関係)

<h2 style="margin: 0;">特定任意高齢者講習受講申込書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申込者 住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">運転免許に係る講習等に関する規則第1条に規定する特定任意高齢者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>			
(免許証 表)		(免許証 裏) (ただし、裏書記載のある場合に限る。)	
講習種別	<input type="checkbox"/> 四輪 <input type="checkbox"/> 大特、二輪、原付、小特		
※実車指導	有 ・ 無		
※受講場所			
手 数 料	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙
	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙

- 注
- 1 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 2 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。
 - 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の4（第56条の4関係）

<p>認知機能検査申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>下記の認知機能検査を申込みしたいので、手数料を添えて申し込みます。</p>					
<p>(免許証 表) (免許証 裏)</p> <p style="text-align: right;">(ただし、裏面記載のある場合に限る。)</p>					
検 査 区 分	<input type="checkbox"/> 更新時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査 <input type="checkbox"/> 任意				
※ 受 検 場 所					
手 数 料 (富山県収入証紙)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">富 山 県 収 入 証 紙</td> <td style="text-align: center;">富 山 県 収 入 証 紙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">富 山 県 収 入 証 紙</td> <td style="text-align: center;">富 山 県 収 入 証 紙</td> </tr> </table>	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙				
富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙				

- 備考
- 1 講習者区分の□印に✓を付けてください。
 - 2 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 3 「手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
 - 4 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の5（第56条の5関係）

<p>運転技能検査申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富 山 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第 101 条の 4 第 3 項に規定する運転技能検査を受検したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>			
(免許証 表)		(免許証 裏)	
(ただし、裏書記載のある場合に限る。)			
免許種別	<input type="checkbox"/> 第一種免許		<input type="checkbox"/> 第二種免許
※受検場所			
手 数 料	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙
	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙	富 山 県 収入証紙

- 注
- 1 免許種別欄の口印に✓をつけてください。
 - 2 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 3 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。
 - 4 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の6（第56条の6関係）

違反者講習受講申込書										
			年 月 日							
富山県公安委員会 殿										
申込者 住 所 氏 名										
道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。										
通知書番号	No.									
免許種別	第一種免許		第二種免許							
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 中 自 自 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 け 型 型 通 特 引								
講習区分	<input type="checkbox"/> 社会参加活動を含む講習 <input type="checkbox"/> 社会参加活動を含まない講習									
手 数 料 (富山県収入証紙)	講習手数料	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> </tr> <tr> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> </tr> </table>			富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙
	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙							
富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙								
通知手数料	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> <td>富山県 収入証紙</td> </tr> </table>			富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙				
富山県 収入証紙	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙								

- 備考 1 免許種別及び受講する講習区分欄の、□に✓印を付けてください。
- 2 「手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の7 (第56条の7 関係)

更新時講習受講申込書 (特別受験申請者)	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
申込者 住 所 氏 名	
道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習を受講したいので、 手数料を添えて申し込みます。	
講習区分	<input type="checkbox"/> 優良運転者講習 <input type="checkbox"/> 一般運転者講習 <input type="checkbox"/> 違反運転者講習 <input type="checkbox"/> 初回更新者講習
講習手数料 (富山県収入証紙)	貼付欄 貼付欄

備考 講習区分欄は、該当する□に✓印を付ける。

様式第38号の8（第56条の9関係）

認知機能検査員講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査員講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)

※ 講習項目を一部免除する者は、高齢者講習指導員補充講習終了証等の疎明資料を添付すること。

手数料 (富山県収入証紙)	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙
	富山県 収入証紙	富山県 収入証紙

- 備考 1 住所、氏名及び生年月日は、明瞭に楷書で記載してください。
 2 「手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第38号の9から様式第38号の15までを削る。

様式第41号の4の次に次の5様式を加える。

様式第41号の5（第56条の9関係）

若年運転者講習受講申込書																						
年 月 日																						
富山県公安委員会 殿																						
申込者 住 所 氏 名																						
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習を受けたいので、通知手数料を添えて申し込みます。																						
免許種別	第一種免許	第二種免許																				
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 型 型 中 通 特 自 自 特 付 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 けん 型 型 通 特 引																				
免許証番号	第 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 号																					
通知手数料 (富山県収入証紙)	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙																			
	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙																			
備考																						

備考 1 富山県手数料条例第3条に規定する講習手数料については、別途納入してください。

2 免許種別欄は、該当する□に✓印を付けてください。

3 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。

4 「通知手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号の6 (第56条の9関係)

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

富山県公安委員会

印

又は

指定講習機関名

管 理 者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号の7（第56条の9関係）

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	免許の 種 類	免許証番号	講習指 導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第42号（第59条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書 富山県公安委員会 殿 申請者 住所 氏名	
施設の名称	
施設の所在地	
課程の区分	1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの 2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの 3 法108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 4 高齢者に対するもの（前号に掲げるものを除く。） 5 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの 6 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 7 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの 8 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの
課程の名称	
添付書類	
備考	

※1 申請者が法人であるときは、申請者欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

※2 課程の区分欄の該当数字を○印で囲むこと。

※3 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。

※4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第43号（第60条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申請者 住所 氏名	
施設の名称	
施設の所在地	
方法の区分	1 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知機能検査に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
方法の名称	
添付書類	
備考	

※1 申請者が法人であるときは、申請者欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

※2 方法の区分欄の該当数字を○印で囲むこと。

※3 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。

※4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

109号から第 111号までを6号ずつ繰り下げ、第 108号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同号を同項第 111号とし、同号の次に次の3号を加える。

112 第 108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定の申請の受理及び同認定

113 第 108条の32の3第2項の規定による運転免許取得者等検査の認定の公示

114 第 108条の32の3第2項の規定による運転免許取得者等検査の認定の取消し

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項 107号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同号を同項第 110号とし、同項第 106号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同号を同項第 109号とし、同項中第98号から第 105号までを3号ずつ繰り下げ、第97号中「取消処分者講習又は初心運転者講習」を「取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習」に改め、同号を同項第 100号とし、同項第96号中「第 108条の3の3第1項」を「第 108条の3の4第1項」に、「初心運転者講習の通知又は、軽微違反行為者に対する講習通知業務」を「初心運転者講習、軽微違反行為者に対する講習又は若年運転者講習の通知業務」に改め、同号を同項第99号とし、同項第95号中「及び同講習に係る他の公安委員会への移送手続き」を削り、同号を同項第97号とし、同号の次に次の1号を加える。

98 第 108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第94号中「及び同講習に係る他の公安委員会への移送手続き」を削り、同号を同項第96号とし、同項中第81号から第93号までを2号ずつ繰り下げ、第80号を同項第81号とし、同号の次に次の1号を加える。

82 第 104条の2の4第3項の規定による取消しに関する他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び同条第7項の規定による他の公安委員会への処分の通知

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第79号を第80号とし、第75号から第78号までを1号ずつ繰り下げ、同項第74号中「第 102条第1項から第3項」を

「第102条第1項から第4項」に改め、同号を同項第75号とし、同項中第67号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、同項第66号中「第101条の4第3項」を「第101条の4第5項」に、「年齢が70歳以上のもの」を「年齢が70歳以上の者」に、「同条第1項又は第2項」を「同条第1項から第3項」に改め、同号を同項第67号とし、同号の前に次の1号を加える。

66 第101条の4第4項の規定による運転技能検査等の不合格者に対する免許証の不更新

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中第26号及び第27号を削り、第25号を第32号とし、第24号を第31号とし、第23号を第30号とし、同項第22号中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改め、同号を同項第29号とする。

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中第13号から第21号までを7号ずつ繰り下げ、第12号を第15号とし、同号の次に次の4号を加える。

16 第29条の2の3第1項第3号の規定による認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する診断書その他の書類の受理

17 第29条の2の5第1項第4号の規定による認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する診断書その他の書類の受理

18 第29条の2の5第4項の規定によるやむを得ない理由のあることを証明する書類の受理

19 第29条の2の6第4項の規定によるやむを得ないことを証明する書類の受理

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

11 第26条の3第2項の規定による認知機能検査の結果を記載した書類の交付

12 第26条の4第1項第3号の規定による認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する診断書その他の書類の受理

13 第26条の5第6項の規定による運転技能検査の結果を記載した書類の交付

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項に次の3号を加える。

33 第38条の4の2の2第3項の規定による若年運転者講習を受けなかったことについてやむを得ない理由のあることを証明する書類の受理

34 第38条の4の6第1項及び第2項の規定による運転免許取得者等教育を行う

者からの報告書の提出要求

35 第38条の4の7の規定による運転免許取得者等検査を行う者からの報告書の提出要求

別表中

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7条の規定による運転免許取得者教育の認定の変更届出の受理及び公示 2 第12条の規定による運転免許取得者教育の認定の取消しの公示
---------------------------------------	--

を

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4条第2項第4号の規定による第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定 2 第7条の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更届出の受理及び公示 3 第12条の規定による運転免許取得者等教育の認定の取消しの公示
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4条第1項第4号の規定による第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定 2 第8条の規定による運転免許取得者等検査の認定の変更届出の受理及び公示 3 第13条の規定による運転免許取得者等検査の認定の取消しの公示
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条の規定による特例教習課程に係る指定書の交付 2 第8条の規定による特例教習実施施設の設置者

の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	又は管理者に対する報告又は資料提出の要求 3 第9条の規定による特例教習課程に係る指定の取消し及び同条第2項による指定取消しの通知
--------------------------------	--

に改める。

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項第15号中「第43条の4第1項」を「第43条の2第1項」に、「運転免許証更新申請書及び経由申請書・受講申請書」を「運転免許証更新申請書（経由地）」に改め、同項第16号中「第44条の3」を「第44条の5」に、「適性相談」を「安全運転相談」に改め、同項第17号中「取消処分者講習終了証書の再交付」の次に「並びに同条第5項の規定による取消処分者講習終了報告書の受理」を加え、同項第19号及び第20号を削り、同項第18号中「第56条の2第3項に規定する70歳以上75歳未満の者」を「第56条の2の規定による70歳以上の者」に、「高齢者講習受講申込み」を「高齢者講習及び特定任意高齢者講習の受講申込み」に改め、同号を同項第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

18 第55条第4項の規定による初心運転者講習結果報告書の受理

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項中第21号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。

20 第56条の3の規定による75歳以上の者に対する認知機能検査の受検申込みに関すること

21 第56条の4の規定による75歳以上の者に対する運転技能検査の受検申込みに関すること

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項に次の1号を加える。

23 第56条の9第4項の規定による若年運転者講習結果報告書の受理

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

